

平成29年8月3日

南 関 東 防 衛 局
企画部住宅防音第2課

空気調和機器機能復旧工事に係る「住宅防音事業補助金交付申込書」同封書類の一部訂正について《お知らせ》

平成29年7月26日以降に配布しております「住宅防音事業補助金交付申込書」に同封した書類の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

同封書類「補助の対象となる空気調和機器について」の1行目、受付対象住宅の年月日に一部記載誤りがありました。正しくは別紙のとおりです。

今般の配付に際しまして、住民の方並びに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎内
南関東防衛局企画部住宅防音第2課
(電話) 045-211-7113

【補助の対象となる空気調和機器】について

平成15年3月31日

今回の空気調和機器機能復旧工事は、

~~平成15年7月31日~~

までに防音工事により設置された空気調和機器（冷暖房機、換気扇など）で、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

また、以下に該当する場合は、お申込みいただいても、お断りさせていただ
くことがありますので、御注意してください。

○リフォーム

機器が設置されている部屋を居室以外に改造したり、防音工事をしたお部屋を増改築されている場合は補助対象にはなりません

○2回目の交換

空気調和機器の機能復旧工事については、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事（再復旧）は実施しておりません。

○建て替え住宅

第1種区域の指定日以降に建て替えられた住宅で防音工事を実施した場合は、当面、住宅の解体時点での所有者又は居住者が復旧工事を行うときのみ、補助の対象となります。

○エアコンの交換

平成18年に第1種区域を見直したことにより、エアコンの復旧台数が、既にエアコンの復旧工事をした台数も含めて最大2台までとなっている区域がありますので、防音工事で設置したエアコンであっても復旧できないことがあります。

○引き戸で仕切られた2室の換気扇

引き戸（襖、障子など）で仕切られた防音工事済の2室については、どちらかの換気扇1台のみが復旧工事の対象となります。